



2018年11月15日

各 位

会 社 名 株式会社日本色材工業研究所
代 表 者 名 代表取締役社長 土谷 康彦
(JASDAQ コード番号:4920)
問 合 せ 先 取締役人事総務部長 瀧川 順
(TEL. 03-3456-0561)

当社子会社に対する訴訟（上告審）の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社である THEPENIER PHARMA & COSMETICS S. A. S.（旧社名：THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S.）（以下「テプニエ社」という。）が、SUNSTAR FRANCE S. A. S.（以下「原告」という。）より提訴されておりました損害賠償請求訴訟につきまして、上告審であるフランス破毀院（日本における最高裁判所）は2018年11月14日（現地時間）付けにて原告の上告を棄却する決定を行ない、これにより、テプニエ社の勝訴が確定しましたことを、本日、確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

本件は、原告の委託に基づきテプニエ社が受託製造した医薬品（口腔洗浄剤）の一部が結晶化するという品質事故の発生により損害を被ったとして、原告が 2011 年 2 月 4 日付けにてパリ商事裁判所に、テプニエ社に対し 8,586,163 ユーロの損害賠償請求を提起したものです。

当該訴訟につきましては、第一審のパリ商事裁判所は、2014 年 9 月 23 日付けでテプニエ社が原告に対し、4,264,426 ユーロを支払うことを命じる判決を言い渡しました。これに対し、テプニエ社は、第一審判決を不服として同年 10 月 31 日付けでパリ控訴院に控訴を提起し、2017 年 2 月 13 日付けで開示いたしましたとおり、パリ控訴院はテプニエ社の主張を全面的に認め、原告の請求を棄却し、テプニエ社の逆転勝訴の判決を言い渡しました。

その後、原告は当該控訴審判決を不服としてフランス破毀院へ上告を行いました。この度、上告を棄却する旨の判決が言い渡されました。よって 2017 年 2 月 10 日付けのパリ控訴院でのテプニエ社の逆転勝訴が確定いたしました。

以 上